

中国の慈善法と慈善事業の発展

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 慈善事業の概況

- 1 沿革
- 2 現況

II 慈善事業に関する政策方針と法整備状況

- 1 慈善事業に関する政策方針
- 2 法整備の概況

III 慈善法の概要

- 1 制定経緯
- 2 構成と主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国慈善法

はじめに

2010年に国内総生産（GDP）が世界第2位となった中国は、1人当たりGDPも、現在では中所得国の水準に達している⁽¹⁾。また、『国連ミレニアム開発目標報告2015』によれば、中国において1日1.25ドル⁽²⁾未満で生活する最貧困層の総人口に占める割合は、1990年には61%であったが、2015年には4%にまで低下した⁽³⁾。

このように中国では国民の所得水準が向上してきているが、一方で、沿海部と内陸部、都市と農村、富裕層と貧困層など、格差の拡大も深刻化している⁽⁴⁾。そのため、中国政府は格差対策を最も重要な政策課題の1つと位置付け、社会保障関連の制度整備を始めとして、貧困対策や格差是正のための各種施策を強化している。その結果、格差は徐々に縮小してきているとされ、所得格差の代表的な指標とされるジニ係数は、2008年以降2015年まで7年連続して低下した⁽⁵⁾。しかし、格差対策関連の施策はまだ整備途上にあり、政府の財政支出にも限界があるのが実情である。

このような社会状況を背景に、中国では近年、慈善事業が急速に発展してきている。大地震など大規模災害時の寄附、ボランティア活動等のほか、インターネット募金も社会に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年1月20日である。

(1) 関志雄「中国の台頭で激変する世界経済の勢力図—GDP規模の国際比較を中心に—」2016.7.7. 経済産業研究所 <<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/160707ssqs.html>>

(2) 1ドルは108円（平成29年1月分報告省令レート）。

(3) United Nations, *The Millennium Development Goals Report 2015*, pp.14-15. <[http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20\(July%201\).pdf](http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20(July%201).pdf)>

(4) 近年の貧富の差の拡大の特徴として、不動産価格の急上昇、資産運用に対する規制の少なさ等により富裕層がますます富裕化し、しかも世代を越えて所得階層が固定化する傾向が強まっていることが指摘されている。陈彦斌、陈小亮「中国贫富差距新特点」『财经』No.477, 2016.9.26, pp.70-73.

浸透し、慈善事業は格差問題の是正という観点からも、現代中国社会において重要な役割を果たす存在となっている。しかし、慈善事業が活発化・多様化する中で、募金詐欺、寄附の強要等、不正行為やトラブルも増加し、十分な法的規制が求められるようになってきた。2016年3月16日に全国人民代表大会で可決、成立した中華人民共和国慈善法（以下「慈善法」という。）⁽⁶⁾は、慈善事業に関して包括的に定めた中国で初めての基本法であり、慈善事業の社会的機能を重視し、法制度を整備することによりその健全な発展を図ろうとする中国政府の姿勢が示されている。

本稿では、中国における慈善事業の概況、慈善事業に関する政策方針と法整備状況、慈善法の制定経緯と主な内容について略述し、同法の全文を訳出する。

I 慈善事業の概況

1 沿革

中華人民共和国の成立後、それ以前から存在していた救済院等の慈善機構、富裕層が運営していた民間慈善団体、外国の宗教団体（米国のキリスト教会等）により設立された慈善団体等は政府に接収された⁽⁷⁾。政府はそれらの所有財産を一律に国有化し、中国赤十字会（1904年設立）も政府管理下の団体とした。その結果、1953年末には民間の慈善団体は皆無となり、その後、文化大革命を経て改革開放期（1978年～）に入るまで、中国において慈善事業はほとんど行われなかった。

1980年代以降、改革開放の進展につれて慈善団体が次々と設立され⁽⁸⁾、中国赤十字会の活動も次第に活発化した。様々な慈善団体が、貧困地域の青少年に対する生活・就学支援を始め、社会福祉関連事業の担い手として大きな役割を果たすようになった。その代表的なものが、1989年に設立された中国青少年発展基金会⁽⁹⁾が推進する、貧困地域・貧困家庭の未就学児童支援のための「希望プロジェクト」⁽¹⁰⁾である。1994年には民間慈善団体の全国的な会員組織として中華慈善総会が設立された。それ以降、宗教系の団体、著名人の設立した団体を含め、中国各地で民間の慈善団体の設立が一層活発化し、その活動も更に多様化していった。

中国において、改革開放による市場経済化の進展と慈善事業の発展には密接な関係があ

(5) 中国国家統計局の発表によれば、2008年に0.491だった中国のジニ係数は、翌年以降徐々に低下し、2015年には0.462となった。「ジニ係数が7年連続低下 所得分配の格差縮小」『人民網日本語版』2016.1.20. <<http://j.people.com.cn/n3/2016/0120/c94476-9006830.html>> ジニ係数は0と1の間の値をとり、1に近いほど格差が大きく、一般に0.4を超えると社会的不安の起る危険水域とされる。2000年代末におけるOECD諸国の再分配後のジニ係数の平均値は0.31である。佐藤一磨「第1章 所得格差の現状と関連研究のサーベイ」21世紀政策研究所『格差問題を越えて～格差感・教育・生活保護を考える～』（21世紀政策研究所研究プロジェクト「今後の日本社会の姿—格差を巡る議論を踏まえて」報告書）2013.3, pp.1-36. <http://www.21ppi.org/pdf/thesis/130329_01.pdf> 参照。

(6) 「中華人民共和国慈善法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgl/201603/20160300480448.shtml>>

(7) 以下、この節の記述を含め、中国の慈善事業の歴史的変遷については、次の資料を参照。邹世允「第一章 慈善事业概述 第二节 中国慈善事业的历史变迁」『中国慈善事业法律制度完善研究』法律出版社, 2013, pp.29-49.

(8) 1981年に設立された中国児童少年発展基金が、一般からの寄附を主な運営資金源とする非営利の公益団体として最初のものである。その後、1982年設立の中国宋慶齡基金会、1984年設立の中国障害者福祉基金会を始めとして、全国的な非営利公益団体が設立されている。

(9) 基金会（中国語原文「基金会」）は日本の財団法人に類似し、foundationと英訳される。

(10) 1989年10月の開始から2015年末までの「希望プロジェクト」の活動実績は、寄附総額118億3200万元（1元は約15.8円（平成29年1月分報告省令レート）、援助児童535万560人、「希望小学校」の設置1万8982校、図書室設置支援2万3490箇所等である。「中国青少年发展基金会简介」中国青少年发展基金会 <<http://www.cydf.org.cn/Abouts/>>

る。1980年、鄧小平は、豊かになれる人や地域から先に豊かになっていけばよいとする「先富論」⁽¹¹⁾を提唱し、改革開放政策を主導した。「先富論」は、経済格差の発生を容認した上で、先に豊かになった人や地域が貧困層・貧困地域を援助し、最終的に共に豊かになることを目標としている。1980年代以降の中国の慈善事業の発展は、この「先富論」の方針に沿うものでもあった。政府は、十分な社会保障関係予算等の確保が財政的に難しい中で、それを補完するものとして民間の力による慈善事業を重視し、その拡充を図ってきた。近年は、大規模災害の救援活動においても、慈善事業の役割が注目されている。特に2008年、四川大地震の発生に際しては、民間の寄附やボランティア活動がかつてない高まりを見せ、この年は中国の「慈善元年」と言われるようになっている⁽¹²⁾。

2 現況

2008年の「慈善元年」の後、慈善活動に参加する国民はますます増加し、慈善活動は中国社会に確実に浸透した。それは寄附金額の推移にも表れている（表1参照）。

民政部によれば、2015年の寄附の年間実績は、寄附金総額が654.5億元⁽¹³⁾、そのうち民政部⁽¹⁴⁾が直接受領した寄附金が44.2億元、各種社会団体が受領した寄附金が610.3億元である。各地の民政部が1年間に受領した衣類は4537万着、物資の寄附は人民元に換算して5.2億元である。それ以外に、他の行政部門を通じて受領した寄附として、寄附金4.3億元、衣類172.5万着、物資（人民元換算）6164.4万元がある。これらの寄附の受益者は、年間延べ1838.4万人に上っている⁽¹⁵⁾。

表1 中国における寄附の実績

単位 億元

年	寄附金品 総額	寄附金	寄附金の内訳		物資	
			民政部	各種社会 団体		
2000	16.3	9.3	5.4	3.9	7.0	
2001	20.0	11.7	7.6	4.1	8.3	
2002	20.8	19.0	11.1	7.9	1.8	
2003	(SARS(重症急性呼吸器症 候群)流行)	43.4	41.0	29.2	11.9	2.4
2004		35.1	34.0	17.1	16.9	1.2
2005		61.9	60.3	31.3	29.0	1.6
2006		89.5	83.1	43.0	40.1	6.4
2007		148.4	132.8	50.9	81.9	15.6
2008	(四川大地震)	764.0	744.5	479.3	265.2	19.6
2009		485.9	483.7	66.5	417.2	2.2
2010	(青海省大地震)	601.7	596.8	179.8	417.0	4.9
2011		494.9	490.1	96.6	393.5	4.8
2012		578.8	572.5	101.7	470.8	6.3
2013		575.1	566.4	107.6	458.8	8.7
2014		380.7	368.8	81.7	287.1	11.9
2015		659.7	654.5	44.2	610.3	5.2

(出典) 中华人民共和国国家统计局『中国统计年鉴』各年版を基に筆者作成。

(11) 天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999、p.650 参照。

(12) 「慈善立法折射中国民主法制进程」『瞭望』2016(11)、2016.3.14、p.18。

(13) 1元は約15.8円（平成29年1月分報告省令レート）。

(14) 民政部（英語名：Ministry of Civil Affairs）及び地方の關係行政組織を指す。

(15) 「2015年社会服务发展统计公报」中华人民共和国民政部 <<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201607/20160700001136.shtml>>

一方、中国慈善連合会の『2015年度中国慈善寄附報告』によれば、2015年における国内外からの寄附総額は、過去最高の1108億5700万元に達し、その70.72%が企業、16.38%が個人による寄附であった。年間1億元以上の大口寄附を行ったのは、企業29社、個人（又は家族）22例である。また、個人による1件1万元以下の少額寄附も前年より増加し（2014年58.6億元、2015年75億元）、これにはインターネット募金の急速な普及が寄与していると思われる。インターネット募金の中心は、40代以下の若い世代である。⁽¹⁶⁾

II 慈善事業に関する政策方針と法整備状況

1 慈善事業に関する政策方針

2004年9月、中国共産党第16期中央委員会第4回全体会議において、慈善事業は初めて、社会保障体系の構成要素としての明確な位置付けが与えられた⁽¹⁷⁾。以後、政府は、慈善事業の健全な発展を促進するため、関連する政策方針文書等を策定し、重要な政策課題の1つとして施策の拡充強化を図ってきた。

2005年11月、慈善事業を所管する民政省は、慈善事業の発展の方向性を示す初めての政策方針文書として「中国慈善事業発展指導綱要（2006-2010年）」⁽¹⁸⁾を策定した。2011年8月、同省はその後継文書として、施策の更なる拡充強化を旨とする「中国慈善事業発展指導綱要（2011-2015年）」⁽¹⁹⁾を策定した。2014年11月には、国務院が「慈善事業の健全な発展の促進に関する指導意見」⁽²⁰⁾を通達した。この「指導意見」の内容は、今回制定された慈善法の規定の骨格を成すものとなっている⁽²¹⁾。

ボランティア活動の振興に関しては、2013年12月、ボランティア活動の社会への一層の浸透と関連の各種制度整備を推進するため、民政省が「中国社会サービスボランティア集団構築指導綱要（2013-2020年）」⁽²²⁾を策定した。中央精神文明建設指導委員会⁽²³⁾も、2014年2月に「ボランティアサービス制度化の推進に関する意見」⁽²⁴⁾を策定している。

また、2016年から2020年まで5年間の国の経済・社会政策の基本方針を示す「国民経済社会発展第13期5か年計画綱要」⁽²⁵⁾は、慈善事業について「専門的ソーシャルワークと

(16) 中国慈善联合会「2015年度中国慈善捐助報告（精簡版）」2016.11. <<http://www.charityalliance.org.cn/u/cms/www/201612/010921413q6p.pdf>>

(17) この会議で採択された「党の執政能力建設強化に関する中国共産党中央の決定」において、「社会保険、社会救助、社会福祉及び慈善事業の相互連携による社会保障体系を整備する。」と明記された。「中共中央关于加强党的执政能力建设的决定（2004年9月19日中国共产党第十六届中央委员会第四次全体会议通过）」『新华月報』No.720, 2004.10, p.12.

(18) 「中国慈善事业发展指导纲要（2006-2010年）」中华人民共和国民政部中华慈善总会 <<http://cszh.mca.gov.cn/article/zcfg/200804/20080400013553.shtml>>

(19) 「民政部关于印发《中国慈善事业发展指导纲要（2011-2015年）》的通知」（民发〔2011〕134号）中华人民共和国民政部 <<http://www.mca.gov.cn/article/yw/shflhcssy/fwgj/201605/20160500000512.shtml>>

(20) 「国务院关于促进慈善事业健康发展的指导意见」（国发〔2014〕61号）中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/18/content_9306.htm>

(21) 「指導意見」は、貧困救済を重点とする慈善活動の奨励及び支援、各種慈善団体の育成及び規範の確立、行政による監督管理の強化、慈善事業発展のための基盤整備強化等を主な内容としている。

(22) 「民政部关于印发《中国社会服务志愿者队伍建设指导纲要（2013-2020年）》的通知」（民发〔2013〕216号）中华人民共和国民政部 <<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shgz/201401/20140100573025.shtml>>

(23) 中国語原文は「中央精神文明建设指导委员会」。中国共産党中央直属の組織で、宣伝業務を統括する。現主任は中国共産党序列第5位の劉雲山・中央政治局常務委員。

(24) 「关于推进志愿服务制度化的意见」中国文明网 <http://www.wenming.cn/zyfw_298/yw_zyfw/201402/t20140226_1768314.shtml>

(25) 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」（2016.3.16第12期全国人民代表大会第4回會議において採択）中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2016-07/08/content_1993756.htm>

慈善事業の発展を強力に支持し、社会における恒常的な寄附システムを健全なものとし、広く社会の力を動員して社会的救済・互助及びボランティアサービス活動を展開する。」と定めている。

2 法整備の概況

中国においては従来、慈善事業について包括的に規定する独立した法律は存在せず、慈善団体、慈善活動等に関しては、個別に関係各法の規定が適用されてきた。関係する主な現行法規としては、公益事業寄贈法⁽²⁶⁾、民法通則⁽²⁷⁾、契約法⁽²⁸⁾、信託法⁽²⁹⁾、企業所得税法⁽³⁰⁾、個人所得税法⁽³¹⁾、赤十字会法⁽³²⁾、社会团体登記管理条例⁽³³⁾、基金会管理条例⁽³⁴⁾、民営非企業単位登記管理暫定条例⁽³⁵⁾、社会救助暫定規則⁽³⁶⁾等が挙げられる。また、ボランティア活動の振興に関しては、地方における立法が近年活発化している⁽³⁷⁾。

III 慈善法の概要

1 制定経緯

慈善法の制定に向けた動きは、2005年、当初は慈善事業促進法として民政省が立法提案を行ったことに始まる⁽³⁸⁾。その後、2008年には第11期全国人民代表大会（以下「全人代」という。）常務委員会の立法計画において優先項目に指定され、2013年の第12期立法計画においても引き続き優先項目に指定された。この間、法案起草のための検討作業は続けられていたが、盛り込むべき内容に関して異論も多く、法案提出には至らなかった。

それが大きく前進したのは2014年以降である。同年2月、法案の起草作業は、民政省から全人代内務司法委員会の専門チームに引き継がれ、法案は全人代常務委員会における2015年の審議日程に組み込まれた。2014年10月に習近平政権が打ち出した「法に基づく

-
- (26) 「中华人民共和国公益事业捐赠法」(1999.9.1 施行) 国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199906/19990690485542.shtml>>
- (27) 「中华人民共和国民法通则」(1987.1.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198604/19860490485282.shtml>>
- (28) 「中华人民共和国合同法」(1999.10.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199903/19990390485329.shtml>>
- (29) 「中华人民共和国信托法」(2001.10.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200104/20010490485296.shtml>>
- (30) 「中华人民共和国企业所得税法」(2008.1.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200703/20070390485178.shtml>>
- (31) 「中华人民共和国个人所得税法」(1980.9.10 施行、2011.9.1 最終改正) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201106/20110690485378.shtml>>
- (32) 「中华人民共和国红十字会法」(1993.10.31 施行、2017.2.24 改正) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199310/19931090485810.shtml>>
- (33) 「社会团体登记管理条例」(1998.10.25 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199810/19981090542750.shtml>>
- (34) 「基金会管理条例」(2004.6.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200403/20040390542229.shtml>>
- (35) 「民办非企业单位登记管理暂行条例」(1998.10.25 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199810/19981090542784.shtml>> 民営非企業単位とは非営利組織の一種で、日本のNPO法人に近い。
- (36) 「社会救助暂行办法」(2014.5.1 施行) 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/201402/20140290542557.shtml>> 社会的弱者の救済措置等について定める。
- (37) 例えば、省レベルでは、1999年の広東省を皮切りに、現在までに17省・自治区・直轄市で「ボランティアサービス条例」が制定されている。
- (38) 以下、この節の記述を含め、慈善法の制定経緯及び審議状況の詳細については、次の資料を参照。「慈善法立法(2015年10月-2016年3月)」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node_28594.htm> ; 「慈善立法折射中国民主法制进程」『瞭望』2016(11), 2016.3.14, pp.18-20.

国家統治」推進の方針も、慈善法の早期制定を促す要因となった⁽³⁹⁾。

慈善法案は、2015年10月、第12期全人代常務委員会第17回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、意見公募を経て法案修正の後、同年12月の同第18回会議に提出されて第2回審議が行われ、その後再び意見公募に付された。その結果を踏まえ再度修正された法案は、2016年3月、第12期全人代第4回会議に提出され、第3回審議の後、3月16日に可決、成立した。第1回審議に付された法案は全11章115か条であったが、最終的に成立した慈善法は全12章112か条となった。また、法案は審議の過程で110箇所が修正され、そのうち38箇所は規定内容の実質的な変更を伴う修正であった⁽⁴⁰⁾。

中国の憲法の規定によれば、全人代の年1回の会議は重要な基本法の制定のみを行い、その他の法律の制定は全人代常務委員会で行うこととされている⁽⁴¹⁾。今回、全人代の会議で慈善法が制定されたのは、やや異例とも言えるが、慈善事業を今後の中国社会における重要な構成要素の1つと位置付ける習近平政権の姿勢の表れであろうと見られている⁽⁴²⁾。

2 構成と主な内容

慈善法の構成は表2のとおりである。以下、主な内容を紹介する⁽⁴³⁾。

(1) 立法目的と適用対象

立法目的は、慈善事業の発展、慈善文化の向上、慈善活動の規範確立、慈善活動参加者

表2 慈善法の構成

章	標題	条	規定内容
第1章	総則	第1条～第7条	立法目的、定義、適用範囲、基本原則等
第2章	慈善組織	第8条～第20条	定義、要件、設立・終了、義務等
第3章	慈善募金	第21条～第33条	定義、手続、公開募金資格、禁止事項等
第4章	慈善寄附	第34条～第43条	定義、寄附財産、寄附契約、禁止事項等
第5章	慈善信託	第44条～第50条	定義、設立手続、受託者の義務等
第6章	慈善財産	第51条～第60条	慈善組織の財産の範囲、用途、管理等
第7章	慈善サービス	第61条～第68条	定義、ボランティア・受益者の権利・義務等
第8章	情報公開	第69条～第76条	公開範囲、慈善情報プラットフォームの構築等
第9章	促進措置	第77条～第91条	行政による支援措置、優遇税制等
第10章	監督管理	第92条～第97条	慈善活動・慈善組織に対する行政の監督・指導等
第11章	法的責任	第98条～第109条	罰則等
第12章	附則	第110条～第112条	施行期日等

(出典) 筆者作成。

(39) 2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議において、「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」<http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c_1113015330.htm>）が採択された。同決定は、重点立法分野の1つとして、慈善関連の法整備の加速を求めている。

(40) 「十二届全国人大四次会议秘书处法案组副组长阚珂详解慈善法 让想做善事的人更方便」『人民日报』2016.3.21.

(41) 中華人民共和國憲法（「中华人民共和国宪法」<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040390485129.shtml>>）第62条及び第67条。

(42) 「慈善法草案为何提请大会审议 “不能低估这部法律的重要性”」『人民日报』2016.3.5; 「看点:慈善法为何能“上大会”」『瞭望』2016(11), 2016.3.14, pp.20-23.

(43) この節の記述に関しては、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会編『中華人民共和國慈善法釋義』法律出版社, 2016を参照した。

(慈善組織、寄附者、ボランティア、受益者)の合法的権利利益の保護等である(第1条)。個人、法人等が行う慈善活動及び慈善に関連する活動が法の適用対象となる(第2条)。

(2) 慈善活動の定義

①貧困救済、②社会的弱者支援、③災害救助、④教育・科学・文化・衛生・スポーツ等の事業発展、⑤公害防止及び環境保護、⑥その他の公益活動において、個人、法人等が自発的に行う財産の寄附又はサービスの提供をいう(第3条)。

(3) 慈善活動の基本原則

合法・自発的・誠実・非営利の原則を守り、社会道徳に背かず、国の安全に危害を与えず、社会の公共利益及び他人の合法的権利利益を損なわないものとする(第4条)。

(4) 慈善組織の設立とその義務

慈善組織は、設立に当たり県級以上の地方政府⁽⁴⁴⁾の民政部門に登録申請を行い、当該民政部門が30日以内にこの法律の規定に適合する組織の登記を許可し、公告する(第10条)。

慈善組織は、国の定める統一会計制度に従わなければならない(第12条)、所管民政部門に対し毎年、年度事業報告と財務会計報告を提出しなければならない(第13条)。

慈善組織は、国の安全及び社会の公共利益を損なう活動への従事又は資金援助をしてはならず、法令や社会道徳に背く条件が付加された寄附の受領、又はこれらの条件を受益者に付加することがあってはならない(第15条)。

(5) 慈善募金

慈善組織が公衆に対する募金活動を行うに当たっては、そのための資格(「公開募金資格」)を取得しなければならない(第22条)。なお、個人は、公衆に対する募金活動を行うことができない。公開募金資格を持たない組織や個人は、公開募金資格を有する慈善組織の協力を得て慈善目的の募金を行うことができる(第26条)。

慈善組織がインターネット上で公衆に対する募金活動を行うとき、その募金情報は、民政省が定める慈善情報プラットフォームで公表することが義務付けられる(第23条)。

募金活動においては、寄附者の知る権利を保障し、架空の話等によって寄附者をだまし誘導したりしてはならない(第31条)。また、いかなる組織又は個人も、慈善又は慈善組織の名を借りた募金活動によって財産をだまし取ってはならない(第33条)。

(6) 慈善財産

慈善組織の財産は、定款と寄附契約に基づき、全てを慈善目的に用いなければならない、いかなる組織又は個人もその私的な分配、流用、横領等を行ってはならない(第52条)。

公開募金資格を有する基金会の慈善活動の年度支出は、前年度の総収入又は過去3年間の平均収入の70%を下回ってはならず、年度管理費は当該年度の総支出の10%を上回ってはならない(第60条)。

(7) 慈善サービス

慈善サービス(慈善組織、個人等が慈善目的のため社会又は他人に対しボランティアその他の非営利サービスを提供すること)の実施に当たっては、受益者及びボランティアの人格の尊厳を尊重し、そのプライバシーを守らなければならない(第61条、第62条)。

(8) 情報公開

県級以上の人民政府は、慈善関連情報の統計及びその公表に関する制度を整備し、県級以上の人民政府の民政部門は、当該情報を統一された情報プラットフォームで速やかに公

(44) 中国の地方行政区画は4階層(省級、地区級、県級、郷級)から成る。

開し、無償で提供しなければならない（第 69 条）。慈善組織及び慈善信託⁽⁴⁵⁾の受託者は、法に従い真実、完全かつ適時の情報公開を行わなければならない（第 71 条）。

おわりに

慈善法案の採決結果は、賛成 2,636 票、反対 131 票、棄権 83 票であり、中国の法案採決としては反対・棄権票が比較的多かった。募金活動の資格要件の厳格化などは、従来行われていた民間団体等の慈善活動に与える影響が小さくないため、関連法整備の今後の動向が注目されている⁽⁴⁶⁾。

2016 年 9 月 1 日の慈善法施行に合わせ、「慈善組織認定規則」⁽⁴⁷⁾、「慈善組織公開募金管理規則」⁽⁴⁸⁾、「公開募金プラットフォームサービス管理規則」⁽⁴⁹⁾、「慈善組織の慈善活動に係る年度支出及び管理費用に関する規定」⁽⁵⁰⁾等の細則が整備され、「慈善組織インターネット募金情報プラットフォーム」の第 1 次認定分 13 件も発表された⁽⁵¹⁾。中国で初めての慈善信託の同業者団体も設立された⁽⁵²⁾。そのほか、慈善事業関連立法として、「ボランティアサービス条例」の制定等も予定されている。

（おかむら しがこ）

(45) 慈善目的の信託（慈善法第 44 条）。

(46) 次の文献を参照。「慈善法的洗牌效应」『财经』No.467, 2016.5.30, pp.72-74; 「“告别” 非公募基金会」『同』No.485, 2016.12.12, pp.115-117.

(47) 「慈善组织认定办法」（2016.8.31 公布、2016.9.1 施行）中华人民共和国民政部 <<http://www.mca.gov.cn/article/gk/fg/shzzgl/201608/20160800001645.shtml>>

(48) 「慈善组织公开募捐管理办法」（2016.8.31 公布、2016.9.1 施行）同上 <<http://www.mca.gov.cn/article/gk/fg/shzzgl/201608/20160800001646.shtml>>

(49) 「民政部工业和信息化部国家新闻出版广电总局国家互联网信息办公室关于印发《公开募捐平台服务管理办法》的通知」2016.8.30. 同上 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8081/newgips/contentSearch?id=80408>>

(50) 「民政部财政部国家税务总局关于印发《关于慈善组织开展慈善活动年度支出和管理费用的规定》的通知」2016.10.11. 同上 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8081/newgips/contentSearch?id=82663>>

(51) 「民政部关于指定首批慈善组织互联网募捐信息平台公告」2016.8.31. 同上 <<http://xxgk.mca.gov.cn:8081/newgips/contentSearch?id=81472>>「慈善組織インターネット募金情報プラットフォーム」の指定は、慈善法第 23 条第 3 項の規定に基づく。13 のプラットフォームの運営母体は、中国慈善連合会のほか、公益財団法人、主要インターネットサービス運営会社等である。

(52) 「全国首个慈善信托行业联合体在京成立」2016.11.16. 中国慈善联合会 <<http://www.charityalliance.org.cn/news/8084.jhtml>>

中華人民共和國慈善法

中華人民共和國慈善法

(2016年3月16日第12期全國人民代表大會第4回會議で可決、同日公布、同年9月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第7条)
- 第2章 慈善組織 (第8条～第20条)
- 第3章 慈善募金 (第21条～第33条)
- 第4章 慈善寄附 (第34条～第43条)
- 第5章 慈善信託 (第44条～第50条)
- 第6章 慈善財産 (第51条～第60条)
- 第7章 慈善サービス (第61条～第68条)
- 第8章 情報公開 (第69条～第76条)
- 第9章 促進措置 (第77条～第91条)
- 第10章 監督管理 (第92条～第97条)
- 第11章 法的責任 (第98条～第109条)
- 第12章 附則 (第110条～第112条)

第1章 総則

第1条

慈善事業を発展させ、慈善文化を向上させ、慈善活動の規範を確立し、慈善組織、寄附者、ボランティア、受益者等の慈善活動参加者の合法的権利利益を保護し、社会の進歩を促進し、発展の成果を共有するため、この法律を制定する。

第2条

自然人、法人及びその他の組織が慈善活動及び慈善に関連する活動を行うときは、この法律を適用する。その他法律に特別の規定があるときは、その規定に従う。

第3条

この法律において慈善活動とは、自然人、法人及びその他の組織が財産の寄附又はサービスの提供という形式により自発的に行う、次の各号に掲げる公益活動をいう。

- (1) 貧困の救済
- (2) 高齢者、孤児、患者及び障害者に対する扶助並びに傷痕軍人及び戦没者遺族等に対する優遇
- (3) 自然災害、事故、公衆衛生事件等の突発事件による損害に対する救援
- (4) 教育、科学、文化、衛生、スポーツ等の事業の発展促進
- (5) 汚染及びその他の公害の防止並びに生態環境の保護及び改善
- (6) その他この法律の規定に適合する公益活動

第4条

慈善活動の実施においては、合法、自発的、誠実及び非営利の原則を遵守しなければならない。社会道徳に背いてはならず、国の安全に危害を与えること並びに社会の公共利益及び他人の合法的権利利益を損なうことがあってはならない。

第5条

国は、自然人、法人及びその他の組織が社会主義の核心的価値観⁽¹⁾を実践し、中華民族の伝統的な美德を向上させ、法に従い慈善活動を行うことを奨励し、及び支持する。

第6条

国务院民政部門⁽²⁾は、全国の慈善行政を主管し、県級以上の地方各級人民政府⁽³⁾の民政部門は、当該行政区域内の慈善行政を主管する。県級以上の人民政府の関係部門は、この法律及びその他の関係法に基づき、それぞれの職責の範囲内で関係業務を行う。

第7条

毎年9月5日を「中華慈善の日」とする。

第2章 慈善組織

第8条

この法律において慈善組織とは、法により設立され、この法律の規定に適合し、社会に対して慈善活動を行うことを目的とする非営利の組織をいう。

慈善組織は、基金会⁽⁴⁾、社会团体、社会サービス機構等の組織形態をとることができる。

第9条

慈善組織は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 慈善活動の実施を目的とすること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 自己の名称及び住所を有すること。
- (4) 組織の定款を有すること。
- (5) 必要な財産を有すること。
- (6) 条件に適合する組織機構及び責任者を有すること。
- (7) その他法律及び行政法規に定める条件

第10条

慈善組織を設立するときは、県級以上の人民政府の民政部門に登記を申請しなければならない。民政部門は、申請を受理した日から30日以内に決定を行わなければならない。この法律に定める条件に適合するものは、登記を許可してそれを公告し、この法律に定める条件に適合しないものは、登記を許可せず書面によりその理由を説明する。

この法律が公布される前に設立されていた基金会、社会团体、社会サービス機構等の

(1) 「社会主義の核心的価値観」(中国語原文「社会主义核心价值观」)とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(2) 国务院(中央政府)民政部門とは、民政部(英語名: Ministry of Civil Affairs)を指す。

(3) 中国の地方行政区画は、4階層(省級、地区級、県級、郷級)から成る。

(4) 基金会(中国語原文「基金会」)は日本の財団法人に類似し、foundationと英訳される。

非営利組織は、当該組織が登記を行った民政部門に対し慈善組織の認定を申請することができ、民政部門は、申請を受理した日から 20 日以内に決定を行わなければならない。慈善組織の条件に適合するものは、認定してそれを公告し、慈善組織の条件に適合しないものは、認定せず書面によりその理由を説明する。

特殊な事情により登記又は認定の期限の延長が必要なときは、国务院民政部門の承認を経て、適当な延長を行うことができるが、その期限は、60 日を超えてはならない。

第 11 条

慈善組織の定款は、法の規定に適合し、かつ次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 組織形態
- (3) 目的及び活動範囲
- (4) 財産の出所及びその構成
- (5) 意思決定・執行機関の構成及び職責
- (6) 内部監督体制
- (7) 財産の管理・使用制度
- (8) プロジェクト管理制度
- (9) 終了事由及び終了後の清算方法
- (10) その他重要事項

第 12 条

慈善組織は、法令及び定款の規定に基づき、健全な内部統制構造を整備し、方針決定、執行、監督等における職責・権限を明確化し、慈善活動を実施しなければならない。

慈善組織は、国の統一会計制度を採用し、法に従い会計処理を行い、健全な会計監督制度を確立し、かつ、政府の関係部門の監督管理を受けなければならない。

第 13 条

慈善組織は、毎年、登記を行った民政部門に対し年度事業報告及び財務会計報告を提出しなければならない。報告は、当該年度の募金実施及び寄附受領の状況、慈善財産の管理・使用状況、慈善活動プロジェクトの実施状況及び慈善組織職員の給与・福利状況を含まなければならない。

第 14 条

慈善組織の発起人、主な寄附者及び管理要員は、当該組織との関係を利用して慈善組織及び受益者の利益並びに公共の利益を損なってはならない。

慈善組織の発起人、主な寄附者及び管理要員であって慈善組織と取引行為のある者は、当該取引行為に関して慈善組織が行う方針決定に参加してはならず、関係する取引の状況については、一般に公開しなければならない。

第 15 条

慈善組織は、国の安全及び社会の公共利益に危害を及ぼす活動に従事又は資金援助してはならず、法令に違反し又は社会道徳に背く条件を附加した寄附を受領してはならず、受益者に対し法令に違反し又は社会道徳に背く条件を附加してはならない。

第 16 条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者は、慈善組織の責任者となることができない。

- (1) 民事行為能力のない者又はそれが制限された者
- (2) 故意の犯罪により刑罰に処され、刑罰の執行が終了した日から5年を経過していない者
- (3) 登記証書が取り消され、又は取締りを受けた組織の責任者を務める者であって、当該組織が登記証書の取消し又は取締りを受けた日から5年を経過していないとき。
- (4) その他法律及び行政法規に定める事由

第17条

慈善組織は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、終了しなければならない。

- (1) 定款に定める終了事由が生じたとき。
- (2) 分割又は合併により終了する必要があるとき。
- (3) 2年間連続して慈善活動を行っていないとき。
- (4) 法に従い登記の取消し又は登記証書の没収が行われたとき。
- (5) その他法律及び行政法規に定める終了すべき事由

第18条

慈善組織を終了するときは、清算を行わなければならない。

慈善組織の意思決定機構は、この法律第17条に定める終了事由が発生した日から30日以内に清算担当班を組織して清算を行い、かつ、それを公告しなければならない。清算担当班を組織せず、又は清算担当班が職責を履行しなかったときは、民政部門は、関係者を指定して清算担当班を組織し清算を行わせるよう人民法院に申請することができる。

慈善組織の清算後の残余財産は、慈善組織の定款の規定に基づき目的が同一又は類似する慈善組織に移転させなければならない。定款に定めがないときは、民政部門が目的が同一又は類似する慈善組織への移転に責任を持ち、かつ、それを公告する。

慈善組織は、清算の完了後、登記を行った民政部門に対し登記の抹消手続を行わなければならない。かつ、民政部門は、それを公告する。

第19条

慈善組織は、法に従い業界組織を設立する。

慈善業界組織は、業界の要求を反映し、業界の中の交流を推進し、慈善業界の信頼性を向上させ、慈善事業の発展を促進しなければならない。

第20条

慈善組織の組織形態及び登記管理の具体的な方法は、国务院が制定する。

第3章 慈善募金

第21条

この法律において慈善募金とは、慈善組織が慈善の目的に基づき財産を募集する活動をいう。

慈善募金は、社会の公衆のために行う公開募金と特定の対象のために行う限定募金を含む。

第22条

慈善組織が公開募金を行うときは、公開募金資格を取得しなければならない。法に従い登記を行ってから満2年が経過した慈善組織は、登記を行った民政部門に対し公開募

金資格の申請を行うことができる。民政部門は、申請を受理した日から20日以内に決定を行わなければならない。慈善組織が内部統制システムが健全で運営が規範的であるという条件に適合するときは、公開募金資格証書を交付し、条件に適合しないときは、公開募金資格証書を交付せず、かつ、その理由を書面で説明する。

法律及び行政法規において登記の日から公開募金を行うことができると定められた基金会及び社会团体は、民政部門が直接に公開募金資格証書を交付する。

第23条

公開募金を行うときは、次の各号に掲げる方法を用いることができる。

- (1) 公共の場所に募金箱を設置すること。
- (2) 社会の公衆に向けてチャリティ公演、チャリティ試合、チャリティ販売、チャリティ展覧会、チャリティオークション、チャリティパーティーを行うこと。
- (3) ラジオ、テレビ、新聞雑誌、インターネット等のメディアを通じて募金情報を公表すること。
- (4) その他公開募金の方法

慈善組織が前項第1号及び第2号に定める方法により公開募金を行うときは、登記を行った民政部門の管轄区域内で実施しなければならないが、登記を行った民政部門の管轄区域外で実施することが確実に必要であるときは、当該募金活動を行う所在地の県級以上の人民政府の民政部門に届け出なければならない。寄附者の寄附行為は、地域の制限を受けない。

慈善組織がインターネットを通じて公開募金を行うときは、国务院の民政部門が統一又は指定した慈善情報プラットフォームにおいて募金情報を公表しなければならないが、かつ、同時に当該組織のサイトにおいて募金情報を公表することができる。

第24条

公開募金を行うときは、募金計画を策定しなければならない。募金計画は、募金目的、開始・終了時期及び対象地域、活動の責任者氏名及び事務所所在地、募金の受領方法、銀行口座、受益者、集められた財物の用途、募金の必要経費、残余財産の処理等の内容を含まなければならない。

募金計画は、募金活動を行う前に慈善組織が登記した民政部門に届け出なければならない。

第25条

公開募金を行うに当たっては、募金活動の現場又は募金活動媒体の目立つ位置において、公開募金組織の名称、公開募金資格証書、募金計画、連絡方法、募金情報照会方法等を公表しなければならない。

第26条

公開募金資格を持たない組織又は個人は、慈善目的に基づき、公開募金資格を持つ慈善組織と協力することができ、当該慈善組織が公開募金を実施し、かつ、寄附された財物を管理する。

第27条

ラジオ、テレビ及び新聞雑誌並びにインターネットサービス提供者及び電気通信事業者は、当該事業者のプラットフォームを利用して公開募金を行う慈善組織の登記証書及び公開募金資格証書に対する検証を行わなければならない。

第 28 条

慈善組織は、登記日から限定募金を行うことができる。

慈善組織が限定募金を行うときは、発起人、理事会構成員、会員等の特定対象の範囲内において実施し、かつ、募金対象⁽⁵⁾に対し、募金目的、集められた財物の用途等の事項を説明しなければならない。

第 29 条

限定募金を行うときは、この法律第 23 条に定める方法を採用し、又は形を変えて採用してはならない。

第 30 条

重大な自然災害、事故、公衆衛生事件等の突発事件が発生し、迅速な救助を行う必要があるときは、関係する人民政府は、協力体制を構築し、必要な情報を提供し、速やかに秩序立てて募金実施と救助活動を牽引しなければならない。

第 31 条

募金活動を行うときは、募金対象の合法的権利利益を尊重し及び保護し、募金対象の知る権利を保障しなければならない。虚構の事実の作成等の方法を通じ募金対象をだまし又は誘導して募金を行わせてはならない。

第 32 条

募金活動を行うときは、割当て⁽⁶⁾又は形を変えた割当てを行ってはならず、公共の秩序、企業の生産経営及び市民生活を妨害してはならない。

第 33 条

いかなる組織又は個人も、慈善の名目を借りて、又は慈善組織を装って募金活動を行い、財産を詐取してはならない。

第 4 章 慈善寄附**第 34 条**

この法律において慈善寄附とは、自然人、法人及びその他の組織が慈善目的に基づき、自発的及び無償で財産を贈与する活動をいう。

第 35 条

寄附者は、慈善組織を通じて寄附することができ、受益者に直接寄附することもできる。

第 36 条

寄附者が寄附する財産は、当該寄附者が処分する権利を有する合法的財産でなければならない。寄附財産は、貨幣、現物、家屋、有価証券、株主の権利、知的財産権等の有形及び無形の財産を含む。

寄附者が寄附する現物は、利用価値を有し、安全、衛生、環境等の基準に適合するものでなければならない。

寄附者が自企業の製品を寄附するときは、法に従い製品の品質に係る責任及び義務を負わなければならない。

(5) 当該限定募金の対象となる者を指す。

(6) 寄附金を割り当てて強制的に徴収することをいう。

第 37 条

自然人、法人及びその他の組織が公演、試合、販売、競売等の経営活動を行い、それによる所得の全部又は一部を慈善目的に用いることを承諾したときは、当該活動を実施する前に慈善組織又はその他の寄附受領者と寄附契約を締結し、活動の終了後、寄附契約に基づき寄附義務を履行し、かつ、寄附状況を公表しなければならない。

第 38 条

慈善組織が寄附を受領するときは、寄附者に対し財政部門の統一書式による寄附領収書を発行しなければならない。寄附領収書は、寄附者、寄附財産の種類及び数量、慈善組織の名称及び運営者氏名、領収書発行日等を明記しなければならない。寄附者が匿名であるとき、又は寄附領収書の受領を放棄したときは、慈善組織は、関係記録を作成しなければならない。

第 39 条

慈善組織が寄附を受領するに当たり、寄附者が書面による寄附契約の締結を求めるときは、慈善組織は、書面による寄附契約を寄附者と締結しなければならない。

書面による寄附契約は、寄附者と慈善組織の名称、寄附財産の種類、数量、品質、用途、受渡し時期等の内容を含むものとする。

第 40 条

寄附者と慈善組織が寄附財産の用途及び受益者について取り決めるときは、寄附者の利害関係者を受益者に指定してはならない。

いかなる組織及び個人も、慈善寄附を利用し法律の規定に違反してたばこ製品を宣伝してはならず、慈善寄附を利用しいかなる方法によっても法律で宣伝を禁じられた製品及び事項を宣伝してはならない。

第 41 条

寄附者は、寄附契約に基づき寄附義務を履行しなければならない。寄附者が寄附契約に違反し期日を過ぎても寄附財産を受け渡さず、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、慈善組織又はその他の寄附受領者は、受渡しを求めることができる。寄附者が受渡しを拒んだときは、慈善組織又はその他の寄附受領者は、法に従い人民法院に対し支払命令の申立て又は訴訟の提起を行うことができる。

- (1) 寄附者がラジオ、テレビ、新聞雑誌、インターネット等のメディアを通じ公開の場で寄附を承諾したとき。
- (2) 寄附財産がこの法律第 3 条第 1 項から第 3 項に定める慈善活動に用いられ、かつ、書面による寄附契約を締結しているとき。

寄附者が寄附を公開の場で承諾し又は書面による寄附契約を締結した後、経済状況が著しく悪化し、その生産経営又は家庭生活に深刻な影響が生じたときは、当該寄附を公開の場で承諾した地又は書面による寄附契約の締結地の民政部門に報告し、かつ社会に対し公開の場で状況を説明した後、寄附義務の履行を取りやめることができる。

第 42 条

寄附者は、当該寄附財産の管理・利用に関する資料を調査及び複製する権利を有し、慈善組織は、速やかにかつ自主的に寄附者に対し関連状況を回答しなければならない。

慈善組織が寄附契約で取り決めた用途に違反し、寄附財産を濫用したときは、寄附者は、それを是正するよう求める権利を有する。慈善組織が是正を拒んだときは、寄附者は、民政部門に苦情申出若しくは告発を行い、又は人民法院に訴訟を提起することがで

きる。

第 43 条

国有企業が慈善寄附を行うときは、国有資産管理に関する規定を遵守し、許可及び届出の手續を行わなければならない。

第 5 章 慈善信託

第 44 条

この法律において慈善信託とは、公益信託に属し、委託者が慈善目的に基づき、法に従いその財産を受託者に委託し、受託者が委託者の希望に基づき受託者の名義により管理及び処分を行い、慈善活動を実施する行為をいう。

第 45 条

慈善信託の設立並びに受託者及び監査人の決定は、書面形式によらなければならない。受託者は、慈善信託文書を締結した日から7日以内に、関係文書を受託者の所在地の県級以上の人民政府の民政部門に届け出なければならない。

前項の規定に基づき関係文書を民政部門に届け出していないものは、税制上の優遇を受けない。

第 46 条

慈善信託の受託者は、委託者の決定により、委託者の信頼する慈善組織又は信託会社が担当することができる。

第 47 条

慈善信託の受託者が信託義務に違反し、又は職責履行が困難であるときは、委託者は、受託者を変更することができる。変更後の受託者は、変更の日から7日以内に、変更の状況を当初の届出を行った民政部門に改めて届け出なければならない。

第 48 条

慈善信託の受託者が信託財産を管理及び処分するときは、信託目的に基づき、職務を忠実に果たし、誠実かつ慎重に管理するという義務を果たさなければならない。

慈善信託の受託者は、信託文書及び委託者の要求に基づき、速やかに委託者に対し信託事務の処理状況及び信託財産の管理使用状況を報告しなければならない。慈善信託の受託者は、毎年少なくとも1回、信託事務の処理状況及び財務状況を届出を行った民政部門に報告し、かつ公開しなければならない。

第 49 条

慈善信託の委託者は、必要に応じて信託監査人を決定することができる。

信託監査人は、受託者の行為を監督し、法に従い委託者及び受益者の権利利益を守る。信託監査人は、受託者が信託義務に違反し又は職責履行が困難であることを発見したとき、委託者にそれを報告しなければならない。かつ、信託監査人本人の名義により人民法院に訴訟を提起する権利を有する。

第 50 条

慈善信託の設立、信託財産の管理、信託当事者、信託の終了及び清算等の事項でこの章に定めのないものは、この法律のその他の関係規定を適用し、この法律に定めのないものは、「中華人民共和國信託法」の関係規定を適用する。

第6章 慈善財産

第51条

慈善組織の財産は、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 発起人が寄附又は資金援助した基本財産
- (2) 募集した財産
- (3) その他合法的財産

第52条

慈善組織の財産は、定款及び寄附契約の定めに基づき、全部を慈善目的に用いなければならない。発起人、寄附者及び慈善組織構成員の間で分配してはならない。

いかなる組織及び個人も、慈善財産を私的に分配し、流用し、留置し、又は横領してはならない。

第53条

慈善組織は、募集した財産に対し、登記を行い、厳格に管理し、特定用途の専用資金として用いなければならない。

寄附者が寄附した現物であって、保存若しくは輸送が難しく、又は直接慈善目的に用いることが困難であるものについては、慈善組織は、法に従い競売又は現金化を行うことができ、得られた収入から必要経費を控除した後、全額を慈善目的に用いなければならない。

第54条

慈善組織が財産の価値保全又は価値増大を実現するために投資を行うときは、合法、安全及び有効の原則を守り、投資で得られた収益の全部を慈善目的に用いなければならない。慈善組織の重要な投資計画は、意思決定機構の構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。政府が資金援助した財産及び寄附契約において投資が禁じられた財産は、投資に用いてはならない。慈善組織の責任者及び職員は、慈善組織が投資している企業の職を兼ね、又は報酬を受け取ってはならない。

前項に定める事項の具体的な方法は、国務院の民政部門が定める。

第55条

慈善組織が慈善活動を行うときは、法及び定款の定めに従い、募金計画又は寄附契約に基づき寄附財産を使用しなければならない。慈善組織が募金計画に定める寄附財産の用途の変更を行う必要があるときは、民政部門に届け出なければならない。寄附契約で取り決めた寄附財産の用途の変更を行う必要があるときは、寄附者の同意を得なければならない。

第56条

慈善組織は、慈善活動プロジェクトを合理的に企画し、実施プロセスを最適化し、運営コストを低減し、慈善財産の利用効果を高めなければならない。

慈善組織は、プロジェクト管理制度を構築し、プロジェクト実施状況について追跡して監督を行わなければならない。

第57条

慈善活動プロジェクト終了後、寄附財産に残余が生じたときは、募金計画又は寄附契約に基づき処理する。募金計画に定めがなく、又は寄附契約に取決めがないときは、慈

善組織は、残余財産を目的が同一又は類似したその他の慈善活動プロジェクトのために用い、かつ、それを公開しなければならない。

第 58 条

慈善組織が慈善受益者を決定するときは、公開、公平及び公正の原則を堅持しなければならない。慈善組織の管理要員の利害関係者を受益者に指定してはならない。

第 59 条

慈善組織は、必要に応じて受益者と契約を締結し、双方の権利義務を明確化し、慈善財産の用途、金額、使用方法等の内容を取り決めることができる。

受益者は、慈善による援助資金を大切にし、契約に基づき慈善財産を使用しなければならない。受益者が契約に基づいて慈善財産を使用することを怠り、又はその他契約に著しく違反する状況があるときは、慈善組織は、それを是正するよう求める権利を有する。受益者がそれを改めなかったときは、慈善組織は、契約を解除し、かつ受益者に財産の返還を要求する権利を有する。

第 60 条

慈善組織は、積極的に慈善活動を行い、慈善財産を十分にかつ効率よく運用し、同時に管理費用は最も必要な支出に限る原則を遵守し、節約を励行し、不必要な支出を削減しなければならない。慈善組織のうち公開募金資格を有する基金会については、実施する慈善活動の年度支出は、前年の総収入の 70% 又は過去 3 年間の平均収入の 70% を下回ってはならず、年度管理費用は、当該年度の総支出の 10% を上回ってはならず、特殊な状況において年度管理費用を前述の規定に適合させることが難しいときは、登記を行った民政部門に報告し、かつ、その状況を社会に公開で説明しなければならない。

公開募金資格を有する基金会以外の慈善組織が行う慈善活動の年度支出及び管理費用の基準は、国務院の民政部門が国務院の財政、税務等の部門と共同で、前項に定める原則に基づき制定する。

寄附契約において単独の寄附財産の慈善活動支出及び管理費用について取決めがあるときは、当該取決めに基づく。

第 7 章 慈善サービス

第 61 条

この法律において慈善サービスとは、慈善組織及びその他の組織並びに個人が慈善目的に基づき、社会又は他人に対し提供する自発的かつ無償のサービス及びその他の非営利サービスをいう。

慈善組織が慈善サービスを行うときは、当該組織自体が、又はボランティアを募って提供することができ、優れたサービスを有するその他の組織に委託して提供することもできる。

第 62 条

慈善サービスを行うときは、受益者及びボランティアの人格の尊厳を尊重しなければならない。受益者及びボランティアのプライバシーを侵害してはならない。

第 63 条

専門技能を必要とする医療・リハビリテーション、教育・研修等の慈善サービスを行うときは、国又は業界組織の定める基準及び規則を守らなければならない。

慈善組織がボランティアを募集して慈善サービスに参加させるとき、専門技能を必要とするものについては、ボランティアに対し研修を実施しなければならない。

第 64 条

慈善組織がボランティアを募集して慈善サービスに参加させるときは、慈善サービスと関係する全ての情報を公開し、サービスの過程で発生しうるリスクを告知しなければならない。

慈善組織は、必要に応じ、ボランティアと契約を締結し、双方の権利義務を明確化し、サービスの内容、方法、時間等を取り決めることができる。

第 65 条

慈善組織は、ボランティアを实名で登録し、ボランティアのサービス時間、内容、評価等の情報を記録しなければならない。ボランティアの要求に基づき、慈善組織は、無償でかつ正確にボランティアサービス記録証明書⁽⁷⁾を発行しなければならない。

第 66 条

慈善組織がボランティアを慈善サービスに配置するときは、ボランティアの年齢、学歴、技能及び身体状況と適応させなければならない。

第 67 条

ボランティアが慈善組織による慈善サービスへの配置を受け入れるときは、管理に従い、必要な研修を受けなければならない。

第 68 条

慈善組織は、ボランティアが慈善サービスに参加するために必要な条件を提供し、ボランティアの合法的権利利益を保障しなければならない。

慈善組織は、ボランティアを身体の危険が発生する可能性のある慈善サービスに配置する前に、ボランティアのために相応の傷害保険に加入しなければならない。

第 8 章 情報公開

第 69 条

県級以上の人民政府は、慈善情報の統計及びその公表に関する制度を整備する。

県級以上の人民政府の民政部門は、統一された情報プラットフォームにおいて慈善情報を速やかに一般に公開し、かつ、慈善情報公表サービスを無償で提供しなければならない。

慈善組織及び慈善信託の受託者は、前項に定めるプラットフォームにおいて慈善情報を公表し、かつ、情報の真正性に責任を負わなければならない。

第 70 条

県級以上の人民政府の民政部門及びその他の関係部門は、次の各号に掲げる慈善情報を速やかに一般に公開しなければならない。

- (1) 慈善組織の登記事項
- (2) 慈善信託の届出事項
- (3) 公開募金資格を有する慈善組織の名簿

(7) 中国語原文は「志愿服务记录证明」。大学入試、就職試験、人事評価等の参考資料として用いられる。

- (4) 公益性寄附の税額控除に係る領収書の発行資格を有する慈善組織の名簿
- (5) 慈善活動に対する税制優遇、補助金等の促進措置
- (6) 慈善組織からのサービス購入に関する情報
- (7) 慈善組織及び慈善信託に対する検査及び評価の実施結果
- (8) 慈善組織及びその他の組織並びに個人に対する表彰及び処罰の結果
- (9) その他法の定めにより公開すべき情報

第 71 条

慈善組織及び慈善信託の受託者は、法に従い情報公開義務を果たさなければならない。情報公開は、真実、完全かつ適時でなければならない。

第 72 条

慈善組織は、組織の定款、意思決定・執行・監督機構の構成員の情報及び国务院民政部门が公開を求めるその他の情報を公開しなければならない。上述の情報に重大な変更があったときは、慈善組織は、速やかにそれを公開しなければならない。

慈善組織は、毎年、当該年度の業務報告及び財務会計報告を公開しなければならない。公開募金資格を有する慈善組織の財務会計報告は、会計監査を受けなければならない。

第 73 条

公開募金資格を有する慈善組織は、当該組織の募金状況及び慈善プロジェクト実施状況を定期的に公開しなければならない。

公開募金の期間が 6 か月を超えるときは、少なくとも 3 か月に 1 回、募金状況を公開し、公開募金活動の終了後 3 か月以内に募金状況を全て公開しなければならない。

慈善活動プロジェクトの実施期間が 6 か月を超えるときは、少なくとも 3 か月に 1 回、プロジェクトの実施状況を公開し、プロジェクトの終了後 3 か月以内にプロジェクト実施状況及び集められた財物の使用状況を全て公開しなければならない。

第 74 条

慈善組織が限定募金を行うときは、寄附者に対し募金状況及び集められた財物の管理・使用状況を速やかに告知しなければならない。

第 75 条

慈善組織及び慈善信託の受託者は、受益者に対し資金援助基準、業務の流れ、業務規範等の情報を告知しなければならない。

第 76 条

国家機密、企業秘密及び個人のプライバシーに関わる情報並びに寄附者及び慈善信託の委託者が公開に同意していない氏名、名称、住所、連絡先等の情報は、公開してはならない。

第 9 章 促進措置

第 77 条

県級以上の人民政府は、経済社会の発展状況に基づき、慈善事業の発展を促進するための政策及び措置を策定しなければならない。

県級以上の人民政府の関係部門は、当該各部門の職責の範囲内において、慈善組織及び慈善信託の受託者に対し慈善ニーズ情報を提供し、慈善活動に対し指導及び援助を行わなければならない。

第 78 条

県級以上の人民政府の民政部門は、他の政府部門との間に慈善情報共有システムを構築しなければならない。

第 79 条

慈善組織及びその取得した収入は、法に従い税制上の優遇を受ける。

第 80 条

自然人、法人及びその他の組織が寄附した財産であって慈善活動に用いられるものは、法に従い税制上の優遇を受ける。企業の慈善寄附支出が法律に定める企業所得税の課税所得額の計算において当年度の控除可能額を超えた部分については、以後 3 年以内の課税所得額の計算においてそれを繰り越して控除することができる。

国外からの寄附を慈善活動の物資に用いるときは、法に従い輸入関税及び輸入に係る付加価値税を減免する。

第 81 条

受益者が慈善寄附を受領するときは、法に従い税制上の優遇を受ける。

第 82 条

慈善組織、寄附者及び受益者であって、法に従い税制上の優遇を受けるものについては、関係部門は、速やかに関係手続を行わなければならない。

第 83 条

寄附者が慈善組織に対し現物、有価証券、株主の権利及び知的財産権を寄附したときは、法に従い権利譲渡に係る行政事業性費用⁽⁸⁾の徴収を免除する。

第 84 条

国は、貧困救済のための慈善活動に対し、特別な優遇政策を実施する。

第 85 条

慈善組織がこの法律第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める慈善活動を行うに当たり慈善サービス施設用地を必要とするときは、法に従い国有割当地⁽⁹⁾又は農村集団建設用地⁽¹⁰⁾の使用申請を行うことができる。慈善サービス施設用地は、法定手続によることなく用途を改変してはならない。

第 86 条

国は、慈善事業に対し金融政策上の支援を行い、金融機関による慈善組織及び慈善信託に対する融資、決済等の金融サービスの提供を奨励する。

第 87 条

各級人民政府及びその関係部門は、法に従いサービス購入等の方法により、条件の適合する慈善組織による社会へのサービス提供を支援することができ、かつ、政府調達関係法令に基づき関連状況を公開する。

第 88 条

国は、慈善文化を向上させ国民の慈善意識を育成するための措置を講ずる。

学校等の教育機関は、慈善文化を教育・授業内容に組み入れなければならない。国は、高等教育機関における慈善専門人材の養成を奨励し、高等教育機関及び研究機関におけ

(8) 中国語原文は「行政事業性費用」。行政上の手続等において徴収される費用をいう。

(9) 中国語原文は「国有划拨土地」。公益事業用地等として無償で割り当てられる国有地をいう。

(10) 中国語原文は「农村集体建设用地」。農村の集団所有の土地のうち、建設用地として供されるものをいう。

る慈善理論研究を支援する。

ラジオ、テレビ、新聞雑誌、インターネット等のメディアは、慈善公益宣伝活動を積極的に展開し、慈善知識を普及させ、慈善文化を広めなければならない。

第 89 条

国は、企業、事業体及びその他の組織による慈善活動を奨励するため、場所及びその他の便宜を提供する。

第 90 条

受益者の同意を得て、寄附者は、寄附を行った慈善プロジェクトに対し記念の名を冠することができ、法の定めにより認可が必要なときは、その規定に従う。

第 91 条

国は、慈善表彰制度を構築し、慈善事業の発展において顕著な貢献のあった自然人、法人及びその他の組織に対し、県級以上の人民政府又は関係部門が表彰を行う。

第 10 章 監督管理

第 92 条

県級以上の人民政府の民政部門は、法に従い職責を履行し、慈善活動に対し監督・検査を行い、慈善業界組織に対し指導を行わなければならない。

第 93 条

県級以上の人民政府の民政部門は、この法律の規定に違反する疑いのある慈善組織に対し、次の各号に掲げる措置を講じる権限を有する。

- (1) 慈善組織の所在地及び慈善活動の発生地に対し現場検査を行うこと。
- (2) 慈善組織に対し説明並びに関係資料の閲覧及び複製を要求すること。
- (3) 慈善活動に関係のある組織及び個人に対し監督管理関連状況を調査すること。
- (4) 当該級人民政府の許可を得て、慈善組織の金融口座の照会を行うことができること。
- (5) その他法律及び行政法規に定める措置

第 94 条

県級以上の人民政府の民政部門が慈善組織、関係組織及び個人に対し検査又は調査を行うときは、検査要員又は調査要員は、2名を下回ってはならず、かつ、合法的な証明書及び検査・調査通知書を提示しなければならない。

第 95 条

県級以上の人民政府の民政部門は、慈善組織及びその責任者に係る信用情報記録制度を構築し、かつ公表しなければならない。

民政部門は、慈善組織評価制度を構築し、第三者機関による慈善組織の評価の実施を奨励及び支持し、かつ、その評価結果を公表しなければならない。

第 96 条

慈善業界組織は、業界規範を整備し、業界の自律性を強化しなければならない。

第 97 条

いかなる組織及び個人も慈善組織又は慈善信託に違法行為があることを発見したときは、民政部門、その他の関係部門又は慈善業界組織に対し苦情申出及び告発を行うことができる。民政部門、その他の関係部門又は慈善業界組織は、苦情申出及び告発を接受した後、速やかに調査し、処理を行わなければならない。

国は、公衆及びメディアが慈善活動を監督し、慈善の名目を借り又は慈善組織であると偽って財産を詐取すること並びに慈善組織及び慈善信託の違法行為を暴露し、世論及び社会による監督機能を発揮することを奨励する。

第 11 章 法的責任

第 98 条

慈善組織が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、民政部门が期限までに是正するよう命じる。期限を過ぎても改めないときは、登記証書を取り消し、かつ、それを公告する。

- (1) 慈善目的に基づいた活動を行わなかったとき。
- (2) 慈善財産を私的に分配し、流用し、留置し又は横領したとき。
- (3) 法令に違反し若しくは社会道徳に背くことが条件として附加された寄附を受領し、又は受益者に対し法令に違反し若しくは社会道徳に背くことを条件として附加したとき。

第 99 条

慈善組織が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、民政部门が警告し、期限までに是正するよう命じる。期限を過ぎても改めないときは、期限までに活動を停止しかつ改組・改善するよう命じる。

- (1) この法律第 14 条の規定に違反して慈善財産に損失を発生させたとき。
- (2) 投資に用いてはならない財産を投資に用いたとき。
- (3) 寄附財産の用途を無断で改変したとき。
- (4) 慈善活動の実施に係る年度支出又は管理費用の基準がこの法律第 60 条の規定に違反しているとき。
- (5) 法に基づく情報公開義務を履行しなかったとき。
- (6) 法に従い年度事業報告、財務会計報告又は募金計画の届出を行わなかったとき。
- (7) 寄附者、ボランティア及び受益者のプライバシー並びに寄附者及び慈善信託の委託者が公開に同意していない氏名、名称、住所、連絡先等の情報を漏らしたとき。

慈善組織がこの法律の規定に違反して国家機密及び企業秘密を洩らしたときは、関係法の規定に基づき処罰する。

慈善組織が前 2 項に定める状況に該当し、法に従い処理した後 1 年以内に再び前項に定める状況が現れ、又はその他の情状が重いときは、民政部门が登記証書を取り消し、かつ、それを公告する。

第 100 条

慈善組織がこの法律第 98 条及び第 99 条に定める状況に該当し、違法所得があるときは、民政部门がそれを没収する、直接責任を負う主管者その他直接の責任者は、2 万円⁽¹¹⁾以上 20 万円以下の過料に処する。

第 101 条

募金活動の実施に当たり次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、民政部

(11) 1 元は約 15.8 円（平成 29 年 1 月分報告省令レート）。

門が警告し、募金活動の停止を命じる。違法に集めた財産については、寄附者に返却するよう命じる。返却が難しいときは、民政部門が没収し、他の慈善組織に移管して慈善目的に使用させる。関係する組織又は個人は、2万元以上20万元以下の過料に処する。

- (1) 公開募金資格を持たない組織又は個人が公開募金を行ったとき。
- (2) 虚構の事実の作成等の方法を通じて募金対象をだまし又は誘導して募金を行ったとき。
- (3) 組織又は個人に対し割当て又は形を変えた割当てを行ったとき。
- (4) 公共の秩序、企業の生産経営又は市民生活を妨害したとき。

ラジオ、テレビ、新聞雑誌並びにインターネットサービス提供者及び電気通信運営事業者がこの法律第27条に定める検証義務を履行しなかったときは、その主管部門が警告し、期限までに是正するよう命じる。期限を過ぎても改めないときは、通報・批判処分⁽¹²⁾を行う。

第102条

慈善組織が法に従い寄附者に領収書を発行せず、法に従いボランティアにボランティアサービス記録証明書を発行せず、又は寄附者に対し関連状況を速やかにかつ自主的に回答しなかったときは、民政部門が警告し、期限までに是正するよう命じる。期限を過ぎても改めないときは、期限までに活動を停止するよう命じる。

第103条

慈善組織が虚偽を弄して税制上の優遇を受けたときは、税務機関が法に従い取り調べて処理する。情状が重いときは、民政部門が登記証書を取り消し、かつ、それを公告する。

第104条

慈善組織が国の安全又は社会の公共利益に危害を及ぼす活動に従事し、又は資金援助したときは、関係機関が法に従い取り調べて処理し、民政部門が登記証書を取り消し、かつ、それを公告する。

第105条

慈善信託の受託者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、民政部門が警告し、期限までに是正するよう命じる。違法所得があるときは、民政部門がそれを没収する。直接責任を負う主管者その他直接の責任者は、2万元以上20万元以下の過料に処する。

- (1) 信託財産及びその収益を慈善目的以外に用いたとき。
- (2) 規定に基づいて信託事務処理状況及び財務状況を民政部門に報告し、又は公開することを怠ったとき。

第106条

慈善サービスの過程で、慈善組織又はボランティアの過失により受益者及び第三者に損害をもたらしたときは、慈善組織は、法に従い賠償責任を負う。当該損害がボランティアの故意又は重過失によりもたらされたときは、慈善組織は、当該ボランティアに求償することができる。

ボランティアが慈善サービスに参加する過程で、慈善組織の過失により損害を被ったときは、慈善組織は、法に従い賠償責任を負う。当該損害が不可抗力によるものであ

(12) 中国語原文は「通报批评」。中国における懲戒処分的一种。

たときは、慈善組織は、適当な補償を行わなければならない。

第 107 条

自然人、法人又はその他の組織が慈善の名目を借り又は慈善組織を装い財産を詐取したときは、公安機関が法に従い取り調べ処理する。

第 108 条

県級以上の人民政府の民政部門その他の関係部門及びその職員が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、上級機関又は監察機関が是正を命じる。法に従い処分すべきときは、任免機関又は監察機関が直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対し処分を行う。

- (1) 法に基づく情報公開義務を履行しなかったとき。
- (2) 寄附任務の割当て又は形を変えた割当てを行い、ボランティア及び慈善組織を指定してサービスの提供を強制したとき。
- (3) 法に基づく監督管理の職責を履行しなかったとき。
- (4) 行政強制措置及び行政処罰を違法に実施したとき。
- (5) 慈善財産を私的に分配し、流用し、留置し又は横領したとき。
- (6) その他職権濫用、職務怠慢及び情実による不正の行為

第 109 条

この法律に違反して、治安管理違反行為を構成するものは、公安機関が法に従い治安管理処罰を行い、犯罪を構成するものは、法に従い刑事責任を追及する。

第 12 章 附則

第 110 条

都市・農村のコミュニティ⁽¹³⁾組織及び単位⁽¹⁴⁾は、当該コミュニティ及び単位の内部において大衆参加の互助共済活動を行うことができる。

第 111 条

慈善組織以外の組織は、可能な限りにおいて慈善活動を行うことができる。

第 112 条

この法律は、2016年9月1日から施行する。

出典

・「中华人民共和国慈善法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201603/20160300480448.shtml>>

(おかむら しがこ)

(13) 中国語原文は「社区」。

(14) 中国語原文は「单位」。ひとまとまりとなった職場のことをいう。